

当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。
教員採用の選考段階において、令和 5 年 9 月 29 日付け 5 文科高第 958 号通知
「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について」に基づき、
学生へのセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認等を行います。